

(I1-1) 吉田徳次郎博士記念基金規程

平成16年4月23日 制定
平成22年1月22日 一部改正
平成23年11月18日 //

(総則)

第1条 名称は「吉田徳次郎博士記念基金」（以下「基金」という。）と称し、公益社団法人土木学会事務局内に置く。

(目的)

第2条 この基金は、コンクリートに関する技術の進歩・発展に伴う学術の奨励ならびに顕彰事業を行うことを目的とする。

(基金の原資)

第3条 この基金は、故吉田徳次郎博士および関係者の寄附等をもって充当する。

(使途)

第4条 この基金は、定款第4条第6号に規定する事業のうち、土木学会表彰規程に定める吉田賞および吉田研究奨励賞等の経費に充てる。

2 この基金は、次の2つの資金に分類して活用する。

(1) 吉田賞基金：運用益を活用する資金

(2) 吉田賞積立金：元本を取り崩して活用する資金

(運用)

第5条 この基金の運用は、吉田賞選考委員会が担当し、必要に応じて理事会に報告する。

2 この基金の運用について必要に応じ規則を定めることができる。

(管理)

第6条 この基金は、基金会計とし、銀行等に預金するなどにより管理する。

2 この基金の管理は、会長が行う。

(取崩等)

第7条 第4条第2項の規定による吉田賞基金については、元本は原則として取り崩さない。

2 第4条第2項の規定による吉田賞積立金については、計画的な取り崩しおよび運用益により事業の実施に充当するものとする。

3 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第8条 第4条第2項の規定による吉田賞基金については、事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2 第4条第2項の規定による吉田賞積立金については、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて積立金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成16年4月23日 理事会議決） この規程は、平成16年4月23日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。